

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

守山市立図書館『本の森』改築基本設計・実施設計業務の委託について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

平成27年8月31日

守山市長 宮本 和 宏



1 業務の概要

- (1) 業務名 守山市立図書館『本の森』改築基本設計・実施設計業務
- (2) 業務内容 基本設計および実施設計
- (3) 履行期間 契約締結日から平成28年10月31日まで
- (4) 業務委託料 95,500千円(消費税および地方諸費税額を含む)以下を想定している。

2 資格要件

参加表明書を提出できる者は、以下の(1)に掲げる資格を満たしている単体企業または(2)に掲げる資格を満たしている設計共同企業体(以下「設計JV」という。)であること。なお、資格要件の審査基準日は本プロポーザル手続開始を公告した日の前日とする。

(1) 単体企業

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 民事更生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別決算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

ウ 国税、都道府県税および市税等の滞納者でないこと。

エ 本手続における提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載しなかった者でないこと。

オ 次のいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 役員等（競争入札に参加しようとする法人の役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を法人として受けていること。

キ 元請（共同企業体での実績を有する場合は、共同企業体の代表構成員としての実績に限る。）として、平成17年4月1日から平成27年3月31日までに設計業務が完了した建築物で、用途が図書館（図書館法第2条に規定する地方公共団体が設置する図書館または、学校教育法第2条に規定する国、地方公共団体および学校法人が設置する大学の図書館に限る。）または美術館もしくは博物館であり、延床面積が2,000㎡以上（設計対象部分の面積（複合施設の場合は、対象とする用途部分の面積に限る。））の新築、増築または改築の建築設計業務（意図伝達業務を除く。）の受託実績（日本国内外を問わない。）を有すること。

ク 配置予定技術者に関する要件

(ア) 管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者、積算担当主任技術者および造園担当主任技術者を各1名（兼ねることはできない。）を配置すること。なお、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者、積算担当主任技術者および造園担当主任技術者は協力事務所に所属する者を配置することができる。

(イ) 管理技術者および構造担当主任技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。

(ウ) 電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士または建築士法施行規則第17条の18に規定する建築設

備士であること。

(2) 設計 J V

ア 設計 J Vに関する要件

(ア) 構成員数は、2者または3者とする。

(イ) 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計 J Vの構成員および協力事務所を兼ねていないこと。

(ウ) 各構成員は、その分担業務毎に、担当（主任）技術者を配置するものとする。

ただし、管理技術者および意匠担当主任技術者は、構成員の中から配置すること。

イ すべての構成員に関する要件

2 (1) アからカに掲げる条件を満たしていること。

ウ 代表構成員に関する要件

(ア) 2 (1) キに掲げる条件を満たしている者であること。

(イ) その他の構成員の出資比率を上回ること。

(ウ) 管理技術者を配置すること。

エ 配置予定技術者に関する要件 2 (1) クに同じ。

3 手続等

(1) 事務局

守山市教育委員会事務局図書館整備準備室(守山市役所庁舎東棟2階教育総務課内)

住所：滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話番号：077-582-1140・077-582-1112（教育総務課）

ファックス番号：077-582-9441

メールアドレス：kyoisomu@city.moriyama.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.moriyama.lg.jp/>

(2) 実施要項等交付場所および問い合わせ先：(1)の事務局に同じ

(3) 実施要項等の交付期間：公告日から平成27年9月24日（木曜日）まで

(4) 実施要項等の交付方法：

(1)の事務局のホームページ内の所定のページよりダウンロード

(5) 説明会：行わない。

(6) 参加表明書の提出期限：平成27年9月25日（金曜日）午後5時まで

(7) 参加表明書の提出場所および方法：(1)の事務局への郵送（簡易書留郵便）、宅配便または持参とする（郵送または宅配便により提出する場合は提出期限内に必着のこと。）

(8) 技術提案書の提出期限：平成27年11月17日（火曜日）午後5時まで

(9) 技術提案書の提出場所および方法：(1)の事務局への郵送（簡易書留郵便）、宅配便または持参とする（郵送または宅配便により提出する場合は提出期限内に必着のこと。）

4 審査および契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法

発注者が設置する守山市立図書館設計審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき審査を行い、評価点が最も高かった者を本業務の契約予定者とする。

(2) 審査委員会：実施要項のとおり

(3) 評価項目および評価点：実施要項のとおり

(4) 第一次審査

審査委員会において参加表明書等の提出書類について評価項目および評価点に沿って審査を行い、評価点の高い者から5者程度を第一次審査通過者として選定する。

(5) 第二次審査

第一次審査を通過した者について、審査委員会において、技術提案書等の提出書類、プレゼンテーションおよびヒアリングについて評価項目および評価点に沿って審査を行う。第二次審査の結果により評価点を算出し、評価点が最も高い者を契約予定者として特定する。評価点が次に高かった者を順に補欠契約予定者とし、契約予定者と契約が成立しなかった場合は、順に補欠契約予定者が契約予定者となる。なお、プレゼンテーションおよびヒアリングの日時および場所については、別途通知する。

5 契約の締結および違約金

提出された見積書に記載の見積額を業務委託料として契約する予定であるが、契約予定者が契約を締結しないときは、見積額の100分の5を違約金として徴取する。

6 その他

(1) プロポーザルの参加に関する経費は、参加書の負担とする。ただし、第二次審査の参加者（本業務委託契約者を除く。）には、報償費20万円を支払う。

(2) 参加表明書等の提出書類は、返却しない。

(3) 第二次審査時のプレゼンテーションは、一般に公開する予定である。

(4) 参加表明書等を受理した後は、加筆、訂正および差し替え等は認めない。

(5) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨に限る。

(6) 本業務の契約成立までに、本公告2の資格要件のうちひとつでも満たさないこととなった場合は、契約を締結しない。

(7) 本業務委託契約者と工事施工監理業務を別途契約により委託する予定である。

(8) その他詳細は、実施要項による。

7 Summary

- (1) Subject matter of the contract:

Basic and Final Design Work for Reconstruction of Moriyama city Library

- (2) Time-limit to express interests:

5:00 P.M. on Friday 25 September, 2015

- (3) Time-limit for the submission of proposals:

5:00 P.M. on Tuesday 17 November, 2015

- (4) Contact point for documentation relating to the proposal:

Board of Education Office, General Education Division, City of Moriyama

2-5-22 Yoshimi, Moriyama City, Shiga Prefecture, 524-8585 Japan

TEL 077-582-1140 • 077-582-1112 FAX 077-582-9441

